

市政記者各位

福岡市 ネットで手続き

事業者向け「屋外広告物に関する手続き」がネットで完結！

福岡市では、令和3年4月から、新しい電子申請システムを使って、住民票の写しや税務証明などの、個人向けの手続きを中心にオンライン化を進めていますが、今回、事業者向けの手続きとして、新たに「屋外広告物に関する手続き」をオンライン化します。

これまでは、窓口か郵送による申請が必要で、手数料のお支払いは市の収入証紙^(※1)に限定していましたが、オンライン申請開始により、クレジット決済も可能^(※2)となり、ご来所不要で手続きが完結します。

※1…… 3月1日より窓口でのキャッシュレス決済も導入済み。

※2…… 屋外広告物関連手続の、クレジット決済可能なオンライン申請は政令市初!

○対象となる主な手続き

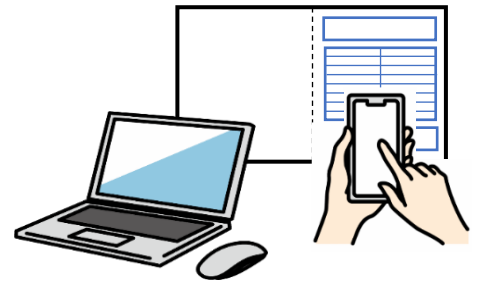
- 看板（屋外広告物）を表示・設置する際に必要な許可申請（年間約6,200件）
- 広告業の登録（年間約200件）
- 屋外広告物講習会の受講申込み（年1回 約30件） など

○オンライン申請の受付開始日

令和4年3月28日（月）

○申請方法

福岡市都市景観室のホームページから申請フォームへお進みください。



◆オンライン手続き拡大中！（新電子申請システムでオンライン化した主な手続き）



ハンコレス
の取組み
完了

新電子申請
システム
稼働開始

【問い合わせ先】

- 新電子申請システムに関すること
総務企画局DX戦略課 担当：橋本 TEL:092-711-4806
- 屋外広告物関連手続きに関すること
住宅都市局都市景観室 担当：横谷 TEL:092-711-4394